阪神水道企業団公報

平成29年4月17日(月)
第303号

毎月15日発行

目　　次

◇条　　例◇

○　阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

◇訓　　令◇

○　阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

◇管理規程◇

○　阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

◇告　　示◇

○　平成28年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算
○　平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算
○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の辞職
○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の当選
○　阪神水道企業団議会議員（神戸市、尼崎市及び西宮市選出）の失職
○　阪神水道企業団議会議員（神戸市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（西宮市選出）の補欠選挙
○　阪神水道企業団議会議員（宝塚市選出）の補欠選挙

◇公　　告◇

○　乗貨兼用車　１台の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　除草及び樹木剪定業務委託その２（単価契約）の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　沈澱池トラフ清掃業務委託の条件付き一般競争入札（事後審査型）の実施について
○　業務標準化等検討業務委託の公募型プロポーザル方式の実施について

◇任　　免◇

◇任　　免（議長）◇

◇任　　免（代表監査委員）◇

◇条　　例◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年３月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団条例第１号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（扶養手当） 第７条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。 ２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 ⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） ⑵　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子 ⑶　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫 ⑷　60歳以上の父母及び祖父母 ⑸　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹 ⑹　重度心身障害者 ３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号に該当する扶養親族については１人につき6,500円とし、同項第２号に該当する扶養親族については、１人につき10,000円とする。	（扶養手当） 第７条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。 ２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で、他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 ⑴　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。） ⑵　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子及び孫 ⑶　60歳以上の父母及び祖父母 ⑷　22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹 ⑸　重度心身障害者 ３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族については13,000円とし、同項第２号から第５号までに該当する扶養親族については、１人につき6,500円（職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち１人については

	11,000円）とする。
第８条　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。 ⑴　新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合 ⑵　扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第２項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）	第８条　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を企業長に届けなければならない。 ⑴　新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合 ⑵　扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第２項第２号又は第４号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。） ⑶　前条第２項第２号から第５号までに該当する扶養親族がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。） ⑷　前条第２項第２号から第５号までに該当する扶養親族がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第１号に該当する場合を除く。）
２　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わ	２　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつ

る。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。	て終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
３　職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から扶養手当の支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。	３　扶養手当は、これを受けている職員にさらに第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている職員について同項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員にさらに第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（前条第２項第２号から第５号までに該当する扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないもの又は扶養親族でない配偶者を有するものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該前条第２項第２号から第５号までに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち前条第２項第２号から第５号までに該当する扶養親族で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となつた場合又は

	扶養親族たる配偶者を有しない職員となつた場合（配偶者のない職員が扶養親族でない配偶者を有するに至つた場合を除く。）における当該前条第２項第２号から第５号までに該当する扶養親族に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
⑴　扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合 ⑵　扶養手当を受けている職員の扶養親族で第１項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合 ⑶　職員の扶養親族たる子で第１項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合	
（勤務１時間当たりの給与額） 第17条　勤務１時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるところにより休日の勤務時間を減じたもので除した額とする。	（勤務１時間当たりの給与額） 第17条　勤務１時間当たりの給与額は、給料月額と特殊勤務手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定めるところにより休日の勤務時間を減じたもので除した額とする。
別　表 （別紙１のとおり）	別　表 （別紙２のとおり）

備考
1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　別表を別紙２に記載する別表から別紙１に記載する別表に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この条例は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。ただし、第７条及び第８条の改正規定は平成29年４月１日から施行する。

（号給の切替え）

2　平成28年４月１日（以下「切替日」という。）の前日において改正前の阪神水道企

業団一般職員の給与に関する条例（第４項において「改正前の条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて企業長が定める。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

３　切替日前に職務の級を異にして異動した職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

４　前２項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給料の内払）

５　職員が改正前の条例に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（第13項において「改正後の条例」という。）の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年３月31日までの間における特例）

６　平成29年４月１日から平成32年３月31日までの間(以下「特例期間」という。)に限り、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例（昭和27年条例第52号。以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。以下同じ。）に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から4,000円を減じた額（給与条例附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。以下「特例期間給料月額」という。）を支給する。

（特例に伴う経過措置）

７　特例期間の前日から引き続き給与条例別表の給料表の適用を受ける職員（次項に規定する職員を除く。）で、特例期間給料月額が特例期間の前日において受けていた給料月額（給与条例附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に達しないこととなる職員については、その達しない期間、特例期間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

８　切替日の前日から引き続き給与条例別表の給料表の適用を受ける職員で、阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第２号）附則第５項の規定の適用を受ける職員の特例期間給料月額が特例期間の前日において受けていた給料月額（給与条例附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に同項の規定による差額に相当する額を加えた額に達しないこととなる職員については、その達しない期間、特例期間給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

９　この条例の施行の日以降に新たに給与条例別表の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前３項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、企業長の定めるところに

より、前３項の規定に準じて給料を支給する。

10　給料月額を減額された職員について、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、企業長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

11　特例期間における阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和32年条例第81号）第10項の規定に基づき支給される地域手当の算出基礎となる給料及び給与条例第21条に規定する休職者の給料は、第６項の規定により減ぜられた給料とする。ただし、第７項又は第８項の規定により特例期間給料月額のほか、差額に相当する額が支給される職員若しくは第９項又は第10項の規定により給料を支給される職員（次項において「差額支給職員等」という。）については、当該各項の規定により支給される給料の合計額（次項において「実支給給料月額」という。）とする。

12　特例期間における給与条例第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、第６項から第10項までの規定にかかわらず、給与条例別表の給料表に基づきその職員が属する職務の級の号給の給料月額（給与条例附則第９項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）とする。ただし、差額支給職員等の勤務１時間当たりの給与額の算出の基礎となる給料月額は、実支給給料月額とする。

（扶養手当に関する経過措置）

13　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における改正後の条例第７条第３号の扶養手当の月額は、同条第２項第１号に該当する扶養親族にあっては、「10,000円」と、同項第２号に該当する扶養親族にあっては、「8,000円」（職員に配偶者がない場合にあっては「10,000円」）と、同項第３号から第６号までに該当する扶養親族にあっては、職員に配偶者がない場合に限り、「9,000円」とする。

（規則への委任）

14　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別　表　　別紙１

職員の区分	職務の級	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	130,600	141,800	191,400	230,300	247,600	293,100	364,800
	2	131,400	142,500	193,000	231,800	249,300	295,300	367,900
	3	132,200	143,200	194,600	233,400	251,000	297,500	370,900
	4	133,000	143,900	196,200	234,900	252,900	299,800	373,800
	5	133,600	144,700	197,600	236,700	254,500	302,100	376,900
	6	134,400	145,600	199,300	238,500	256,500	304,600	380,100
	7	135,200	146,500	201,000	240,200	258,300	307,100	383,200
	8	136,000	147,400	202,700	241,800	260,400	309,700	386,400
	9	136,800	148,300	204,100	243,500	262,400	312,100	387,600
	10	137,700	149,500	205,900	245,400	264,500	314,700	391,100

	11	138,600	150,700	207,700	247,000	266,600	317,300	393,900
	12	139,500	151,900	209,500	248,700	268,700	319,800	397,000
	13	140,300	153,000	210,900	250,400	270,900	322,500	398,800
	14	141,200	154,600	212,800	252,200	273,000	325,300	402,000
	15	142,100	156,200	214,500	254,100	275,300	328,200	404,600
	16	143,000	157,800	216,400	256,100	277,500	330,900	407,900
	17	143,700	159,200	218,300	257,800	279,900	333,800	410,400
	18	144,900	160,900	220,300	260,000	282,200	336,600	413,200
	19	146,100	162,600	222,300	262,100	284,500	339,300	415,700
	20	147,300	164,300	224,100	264,100	286,800	342,200	418,500
	21	148,300	165,900	225,600	266,100	289,000	344,900	420,800
	22	149,800	167,700	227,600	268,200	291,100	347,900	424,000
	23	151,300	169,500	229,600	270,300	293,500	350,800	426,300
	24	152,800	171,300	231,600	272,400	295,800	353,800	429,300
	25	154,300	173,000	233,400	274,500	297,900	356,200	431,500
	26	156,000	174,800	235,200	276,600	300,200	359,000	434,600
	27	157,700	176,600	237,200	278,700	302,500	361,600	437,400
	28	159,400	178,400	239,200	280,800	304,900	364,500	440,000
	29	161,200	180,000	241,000	283,000	307,000	367,100	442,700
	30	163,000	181,900	242,900	285,100	309,400	370,000	445,300
	31	164,800	183,800	244,600	287,100	311,700	372,600	447,200
	32	166,600	185,700	246,500	289,000	314,100	375,500	449,900
	33	168,400	187,300	248,400	290,800	315,900	378,100	451,900
	34	170,100	189,100	250,000	292,900	318,300	380,700	454,300
	35	171,800	190,900	252,000	295,000	320,600	383,100	456,400
	36	173,500	192,700	253,900	297,000	323,000	385,800	458,600
	37	175,100	194,500	255,600	298,800	325,200	387,800	460,600
	38	176,800	196,300	257,300	301,000	327,600	390,100	462,500
	39	178,500	198,100	259,100	303,200	329,900	392,000	464,000
	40	180,200	199,900	260,900	305,300	332,300	394,300	465,600
	41	181,900	201,700	262,600	307,200	334,500	396,300	467,000
	42	183,200	203,500	264,400	309,500	336,800	398,100	468,500
	43	184,500	205,300	266,200	311,700	339,000	400,100	469,900
	44	185,800	207,100	267,900	313,900	341,300	401,900	471,800
	45	186,900	209,000	269,500	316,000	343,300	403,300	473,600
	46	187,800	210,900	271,300	317,800	345,000	404,900	475,100
	47	188,600	212,800	273,100	319,500	346,900	406,400	476,600
	48	189,500	214,700	275,000	321,300	348,800	408,000	478,200
	49	190,200	216,300	276,900	323,000	350,100	409,600	479,700
	50	191,000	218,000	278,700	324,600	351,600	410,200	480,900

51	191,800	219,800	280,500	326,300	353,100	411,400	482,200
52	192,600	221,400	282,400	327,900	354,500	412,500	483,400
53	193,300	223,200	284,300	329,400	356,000	413,600	484,400
54	194,100	224,800	286,200	331,100	357,400	414,400	485,600
55	194,900	226,200	287,900	332,700	358,700	415,300	486,700
56	195,700	227,700	289,900	334,200	360,100	416,400	487,800
57	196,500	229,300	291,800	335,700	361,500	417,300	488,700
58	197,200	230,800	293,700	337,700	362,700	418,000	489,700
59	197,900	232,200	295,200	339,600	363,700	419,000	490,500
60	198,600	233,600	297,100	341,500	364,900	420,000	491,500
61	199,100	235,000	299,000	343,400	366,000	420,700	492,400
62		236,300	301,100	345,000	367,000	421,500	493,200
63		237,800	303,000	346,800	368,100	422,500	494,100
64		239,100	305,100	348,600	369,100	423,400	495,000
65		240,400	307,300	350,200	370,100	424,200	495,700
66		241,800	309,600	351,800	371,100	425,000	496,600
67		243,300	312,000	353,300	372,100	426,000	497,500
68		244,700	314,400	354,700	373,100	426,900	498,200
69		245,900	316,400	356,100	373,900	427,700	499,100
70		247,300	317,900	357,600	374,800	428,600	499,900
71		248,700	319,300	358,900	375,700	429,600	500,600
72		250,100	320,600	360,300	376,300	430,500	501,400
73		251,300	321,800	361,600	377,200	431,200	502,200
74		252,200	323,100	362,800	377,500	432,100	502,900
75		253,200	324,300	363,900	378,100	433,000	503,700
76		254,200	325,600	365,100	378,700	433,900	504,500
77		255,100	326,600	366,200	379,000	434,700	505,100
78		256,100	327,400	367,300	379,900	435,500	505,800
79		257,100	328,300	368,400	380,900	436,400	506,500
80		258,100	329,200	369,400	381,800	437,300	507,200
81		259,000	329,500	370,400	382,400	438,100	507,800
82		259,900	330,300	371,400	383,300	439,000	
83		260,800	331,100	372,400	384,200	439,900	
84		261,600	331,900	373,300	385,200	440,700	
85		262,300	332,700	374,300	386,000	441,700	
86		263,100	333,500	375,300	386,800	442,500	
87		263,900	334,200	376,300	387,600	443,400	
88		264,700	335,000	377,300	388,500	444,200	
89		265,300	335,800	378,100	389,300	445,000	
90		266,000	336,400	379,000	390,100	445,900	

	91		266,700	337,000	379,800	390,900	446,800	
	92		267,400	337,600	380,700	391,800	447,600	
	93		268,000	338,000	381,600	392,600	448,400	
	94				382,600	393,500	449,300	
	95				383,400	394,400	450,200	
	96				384,200	395,100	451,000	
	97				385,000	395,800	451,800	
	98				386,000	396,800	452,600	
	99				387,000	397,800	453,400	
	100				387,900	398,700	454,100	
	101				388,600	399,300	454,900	
	102				389,400	400,200	455,700	
	103				390,300	401,000	456,500	
	104				391,200	401,900	457,200	
	105				392,000	402,600	457,900	
	106				392,900	403,500	458,600	
	107				393,600	404,400	459,300	
	108				394,400	405,300	460,000	
	109				395,300	406,000	460,500	
	110				396,200	406,800	461,200	
	111				397,100	407,700	461,900	
	112				397,800	408,600	462,600	
	113				398,500	409,400	463,300	
	114				399,500	410,300	463,800	
	115				400,400	411,100	464,400	
	116				401,300	412,000	465,000	
	117				402,000	412,900	465,600	
	118				402,800	413,800	466,000	
	119				403,700	414,600	466,300	
	120				404,600	415,500	466,600	
	121				405,300	416,300	467,000	
	122				406,200	417,300		
	123				407,000	418,200		
	124				407,800	419,200		
	125				408,500	420,000		
	126				409,400	420,900		
	127				410,200	421,800		
	128				411,100	422,600		
	129				411,700	423,500		
	130				412,600	424,400		

	131				413,400	425,200		
	132				414,300	426,000		
	133				415,100	426,900		
	134				416,100	427,800		
	135				416,900	428,700		
	136				417,700	429,600		
	137				418,500	430,400		
	138				419,500	431,300		
	139				420,500	432,200		
	140				421,400	433,100		
	141				422,300	434,000		
	142				423,200	434,900		
	143				424,100	435,800		
	144				425,000	436,700		
	145				425,800	437,700		
	146				426,800	438,500		
	147				427,600	439,400		
	148				428,500	440,300		
	149				429,300	441,300		
	150				430,300	442,000		
	151				431,200	442,900		
	152				432,100	443,800		
	153				432,800	444,800		
	154				433,800			
	155				434,700			
	156				435,600			
	157				436,500			
	158				437,400			
	159				438,300			
	160				439,200			
	161				440,100			
再任用職員		149,500	186,300	249,900	274,700	285,100	322,100	388,800

別　表　　別紙２

職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級	7　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	129,100	140,300	190,000	229,000	246,400	292,200	364,300
	2	129,900	141,000	191,600	230,500	248,100	294,500	367,400
	3	130,700	141,700	193,200	232,100	249,800	296,700	370,400

4	131,500	142,400	194,800	233,600	251,700	299,000	373,400
5	132,100	143,200	196,200	235,400	253,300	301,300	376,500
6	132,900	144,100	197,900	237,200	255,300	303,900	379,700
7	133,700	145,000	199,600	238,900	257,100	306,400	382,800
8	134,500	145,900	201,300	240,500	259,200	309,000	386,000
9	135,300	146,800	202,700	242,200	261,200	311,400	387,200
10	136,200	148,000	204,500	244,100	263,400	314,100	390,700
11	137,100	149,200	206,300	245,700	265,500	316,700	393,500
12	138,000	150,400	208,100	247,500	267,600	319,200	396,600
13	138,800	151,500	209,500	249,200	269,900	321,900	398,400
14	139,700	153,100	211,400	251,100	272,100	324,700	401,600
15	140,600	154,700	213,100	253,000	274,400	327,600	404,200
16	141,500	156,300	215,000	255,000	276,600	330,400	407,500
17	142,200	157,700	216,900	256,800	279,000	333,300	410,000
18	143,400	159,400	218,900	259,000	281,300	336,100	412,800
19	144,600	161,100	220,900	261,100	283,700	338,900	415,300
20	145,800	162,800	222,700	263,200	286,000	341,800	418,100
21	146,800	164,400	224,200	265,200	288,200	344,500	420,400
22	148,300	166,200	226,200	267,300	290,400	347,500	423,600
23	149,800	168,000	228,200	269,500	292,800	350,400	425,900
24	151,300	169,800	230,200	271,600	295,100	353,400	428,900
25	152,800	171,500	232,000	273,700	297,200	355,800	431,100
26	154,500	173,300	233,900	275,800	299,500	358,600	434,200
27	156,200	175,100	235,900	278,000	301,900	361,200	437,000
28	157,900	176,900	237,900	280,100	304,300	364,100	439,600
29	159,700	178,500	239,800	282,300	306,400	366,700	442,300
30	161,500	180,400	241,700	284,400	308,800	369,600	444,900
31	163,300	182,300	243,500	286,400	311,100	372,200	446,800
32	165,100	184,200	245,400	288,400	313,500	375,100	449,500
33	166,900	185,800	247,400	290,200	315,500	377,700	451,500
34	168,600	187,600	249,100	292,300	317,900	380,300	453,900
35	170,300	189,400	251,100	294,400	320,200	382,700	456,000
36	172,000	191,200	253,000	296,400	322,600	385,400	458,200
37	173,600	193,000	254,700	298,300	324,800	387,400	460,200
38	175,300	194,800	256,500	300,500	327,200	389,700	462,100
39	177,000	196,600	258,300	302,700	329,500	391,600	463,600
40	178,700	198,400	260,200	304,800	331,900	393,900	465,200
41	180,400	200,200	261,900	306,800	334,100	395,900	466,600
42	181,700	202,000	263,700	309,100	336,400	397,700	468,100
43	183,000	203,800	265,500	311,300	338,600	399,700	469,500

	44	184,300	205,600	267,300	313,500	340,900	401,500	471,400
	45	185,400	207,500	268,900	315,600	342,900	402,900	473,200
	46	186,300	209,400	270,700	317,400	344,600	404,500	474,700
	47	187,100	211,300	272,500	319,100	346,500	406,000	476,200
	48	188,000	213,200	274,500	320,900	348,400	407,600	477,800
	49	188,700	214,800	276,400	322,600	349,700	409,200	479,300
	50	189,500	216,500	278,200	324,200	351,200	409,800	480,500
	51	190,300	218,300	280,000	325,900	352,700	411,000	481,800
	52	191,100	220,000	282,000	327,500	354,100	412,100	483,000
	53	191,800	221,900	283,900	329,000	355,600	413,200	484,000
	54	192,600	223,500	285,800	330,700	357,000	414,000	485,200
	55	193,400	225,000	287,500	332,300	358,300	414,900	486,300
	56	194,200	226,600	289,500	333,800	359,700	416,000	487,400
	57	195,000	228,200	291,400	335,300	361,100	416,900	488,300
	58	195,700	229,800	293,300	337,300	362,300	417,600	489,300
	59	196,400	231,300	294,800	339,200	363,300	418,600	490,100
	60	197,100	232,700	296,700	341,100	364,500	419,600	491,100
	61	197,600	234,100	298,600	343,000	365,600	420,300	492,000
	62		235,500	300,700	344,600	366,600	421,100	492,800
	63		237,000	302,600	346,400	367,700	422,100	493,700
	64		238,400	304,700	348,200	368,700	423,000	494,600
	65		239,700	306,900	349,800	369,700	423,800	495,300
	66		241,200	309,200	351,400	370,700	424,600	496,200
	67		242,700	311,600	352,900	371,700	425,600	497,100
	68		244,100	314,000	354,300	372,700	426,500	497,800
	69		245,400	316,000	355,700	373,500	427,300	498,700
	70		246,800	317,500	357,200	374,400	428,200	499,500
	71		248,200	318,900	358,500	375,300	429,200	500,200
	72		249,600	320,200	359,900	375,900	430,100	501,000
	73		250,800	321,400	361,200	376,800	430,800	501,800
	74		251,700	322,700	362,400	377,100	431,700	502,500
	75		252,700	323,900	363,500	377,700	432,600	503,300
	76		253,700	325,200	364,700	378,300	433,500	504,100
	77		254,600	326,200	365,800	378,600	434,300	504,700
	78		255,600	327,000	366,900	379,500	435,100	505,400
	79		256,600	327,900	368,000	380,500	436,000	506,100
	80		257,600	328,800	369,000	381,400	436,900	506,800
	81		258,500	329,100	370,000	382,000	437,700	507,400
	82		259,400	329,900	371,000	382,900	438,600	
	83		260,300	330,700	372,000	383,800	439,500	

	84		261,100	331,500	372,900	384,800	440,300	
	85		261,800	332,300	373,900	385,600	441,300	
	86		262,600	333,100	374,900	386,400	442,100	
	87		263,400	333,800	375,900	387,200	443,000	
	88		264,200	334,600	376,900	388,100	443,800	
	89		264,800	335,400	377,700	388,900	444,600	
	90		265,500	336,000	378,600	389,700	445,500	
	91		266,200	336,600	379,400	390,500	446,400	
	92		266,900	337,200	380,300	391,400	447,200	
	93		267,500	337,600	381,200	392,200	448,000	
	94				382,200	393,100	448,900	
	95				383,000	394,000	449,800	
	96				383,800	394,700	450,600	
	97				384,600	395,400	451,400	
	98				385,600	396,400	452,200	
	99				386,600	397,400	453,000	
	100				387,500	398,300	453,700	
	101				388,200	398,900	454,500	
	102				389,000	399,800	455,300	
	103				389,900	400,600	456,100	
	104				390,800	401,500	456,800	
	105				391,600	402,200	457,500	
	106				392,500	403,100	458,200	
	107				393,200	404,000	458,900	
	108				394,000	404,900	459,600	
	109				394,900	405,600	460,100	
	110				395,800	406,400	460,800	
	111				396,700	407,300	461,500	
	112				397,400	408,200	462,200	
	113				398,100	409,000	462,900	
	114				399,100	409,900	463,400	
	115				400,000	410,700	464,000	
	116				400,900	411,600	464,600	
	117				401,600	412,500	465,200	
	118				402,400	413,400	465,600	
	119				403,300	414,200	465,900	
	120				404,200	415,100	466,200	
	121				404,900	415,900	466,600	
	122				405,800	416,900		
	123				406,600	417,800		

	124				407,400	418,800		
	125				408,100	419,600		
	126				409,000	420,500		
	127				409,800	421,400		
	128				410,700	422,200		
	129				411,300	423,100		
	130				412,200	424,000		
	131				413,000	424,800		
	132				413,900	425,600		
	133				414,700	426,500		
	134				415,700	427,400		
	135				416,500	428,300		
	136				417,300	429,200		
	137				418,100	430,000		
	138				419,100	430,900		
	139				420,100	431,800		
	140				421,000	432,700		
	141				421,900	433,600		
	142				422,800	434,500		
	143				423,700	435,400		
	144				424,600	436,300		
	145				425,400	437,300		
	146				426,400	438,100		
	147				427,200	439,000		
	148				428,100	439,900		
	149				428,900	440,900		
	150				429,900	441,600		
	151				430,800	442,500		
	152				431,700	443,400		
	153				432,400	444,400		
	154				433,400			
	155				434,300			
	156				435,200			
	157				436,100			
	158				437,000			
	159				437,900			
	160				438,800			
	161				439,700			
再任用職員		149,100	185,900	249,500	274,300	284,700	321,700	388,400

◇訓　　令◇

訓令第２号

庁中一般
各　　所

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年３月31日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

阪神水道企業団職員の育児休業等に関する規程（平成４年訓令第２号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（育児休業の承認） 第４条　職員は、企業長の承認を受けて、当該職員の３歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童（児童福祉法第６条の４第１号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第４項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第１項第３号の規定により委	（育児休業の承認） 第４条　職員は、企業長の承認を受けて、当該職員の３歳に満たない子（民法（明治29年法律第89号）第817条の２第１項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により同法第６条の４第２号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として企業長が認める者を含む。以下同じ。）を養育するため当該子が３歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（第３条の２に規定する期間内に、職員（当該期間内に阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規

託されている当該児童を含む。以下同じ。））を養育するため当該子が３歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、当該子について、既に育児休業（第３条の２に規定する期間内に、職員（当該期間内に阪神水道企業団職員就業時間、休日及び休暇規程（昭和25年訓令第99号。以下「勤務時間等規程」という。）第11条第１項に規定する産後休暇を取得し、勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。	程（昭和25年訓令第99号。以下「勤務時間等規程」という。）第11条第１項に規定する産後休暇を取得し、勤務しなかった職員を除く。）が当該子についてした最初の育児休業を除く。）をしたことがあるときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
4　改正前の欄の太線で囲まれた様式（以下「改正様式」という。）に対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分（以下「改正後様式」という。）がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。
5　改正後様式に対する改正様式がない場合には、当該改正後様式を加える。
6　改正様式に対応する改正後様式がない場合には、当該改正様式を削る。

附　則

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

◇管　理　規　程◇

阪神水道企業団管理規程第１号

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年３月31日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

阪神水道企業団分課規程の一部を改正する規程

阪神水道企業団分課規程（平成18年管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

改　正　後	改　正　前
（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、セン	（部、課等の設置） 第１条　企業長の権限に属する事務を処理させるため、次の部、課、場、セン

ター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総務部　省略 技術部 浄水計画課 事務係 浄水管理係 送水管理係 計画・危機管理係 技術監理係 施設管理課　省略 工務課　省略 浄水管理事務所　省略 送水センター　省略 水質試験所　省略	ター、所、室及び係（以下「部、課等」という。）を置く。 総務部　省略 技術部 浄水計画課 事務係 浄水管理係 送水管理係 計画係 技術監理係 施設管理課　省略 工務課　省略 浄水管理事務所　省略 送水センター　省略 水質試験所　省略
（事務分掌） 第7条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総務部 総務課 総務係 ⑴～⒅　省略 ⒆　内部統制に関すること。 ⒇　他の課、場、センター、所及び室の所管に属しないこと。 職員係 ⑴～⑾　省略 契約係 ⑴～⑸　省略 経営企画課 経営企画係 ⑴～⑺　省略 ⑻　情報システム（水運用、水処理、施設情報に関するもの及び業務系システムを除く。以下同じ。）の企画、調整及び運用管理並びに情報セキュリティに関すること。	（事務分掌） 第7条　部、課等においては、次の事務を分掌する。 総務部 総務課 総務係 ⑴～⒅　省略 ⒆　他の課、場、センター、所及び室の所管に属しないこと。 職員係 ⑴～⑾　省略 契約係 ⑴～⑸　省略 経営企画課 経営企画係 ⑴～⑺　省略 ⑻　内部統制（情報セキュリティに関することを含む。）の推進に係る企画及び調整に関すること。

⑼　省略	⑼　省略
⑽　阪神水道企業団運営協議会に関すること。	
⑾　その他特命事項に関すること。	⑽　その他特命事項に関すること。
経営管理係	経営管理係
⑴～⑸　省略	⑴～⑸　省略
財　務　課	財　務　課
出　納　係	出　納　係
⑴～⑹　省略	⑴～⑹　省略
管　財　係	管　財　係
⑴～⑹　省略	⑴～⑹　省略
技　術　部	技　術　部
浄水計画課	浄水計画課
事　務　係	事　務　係
⑴～⑶　省略	⑴～⑶　省略
浄水管理係	浄水管理係
⑴～⑺　省略	⑴～⑺　省略
送水管理係	送水管理係
⑴～⑵　省略	⑴～⑵　省略
	⑶　企業団の危機管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。
⑶　給水量の調定に関すること。	⑷　給水量の調定に関すること。
⑷　送水センターとの連絡調整に関すること。	⑸　送水センターとの連絡調整に関すること。
	⑹　施設警備に係る業務委託に関すること。
⑸　別に定める工事の設計の審査に関すること。	⑺　別に定める工事の設計の審査に関すること。
⑹　供給工程に係る給水開始前検査に関すること。	⑻　供給工程に係る給水開始前検査に関すること。
計画・危機管理係	計　画　係
⑴～⑷　省略	⑴～⑷　省略
⑸　技術連携に関すること。	
⑹　企業団の危機管理に係る調査、研究、企画及び総合調整に関すること。	
⑺　製造工程及び供給工程にお	

ける危機管理に関すること。	
⑻　施設警備に係る業務委託に関すること。	
技術監理係	技術監理係
⑴～⑸　省略	⑴～⑸　省略
⑹　高等専門学校との連携協力に関すること。	
施設管理課	施設管理課
設　備　係	設　備　係
⑴～⑷　省略	⑴～⑷　省略
	⑸　情報システム（水運用、水処理、施設情報に関するもの及び業務系システムを除く。以下同じ。）の企画、調整及び運用管理に関すること。
⑸　専用通信及び情報システムの設備に関すること。	⑹　専用通信及び情報システムの設備に関すること。
⑹　受導送配水流量計に関すること。	⑺　受導送配水流量計に関すること。
⑺　エネルギーに関すること。	⑻　エネルギーに関すること。
⑻　安全管理に関すること。	⑼　安全管理に関すること。
⑼　環境に係る調査、研究、評価及び分析に関すること。	⑽　環境に係る調査、研究、評価及び分析に関すること。
⑽　工事の施行手続及び精算に関すること。ただし、技術部浄水計画課（以下「浄水計画課」という。）及び工務課の所管に属するものを除く。	⑾　工事の施行手続及び精算に関すること。ただし、技術部浄水計画課（以下「浄水計画課」という。）及び工務課の所管に属するものを除く。
⑾　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。	⑿　課の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。
施設整備係	施設整備係
⑴～⑶　省略	⑴～⑶　省略
工　務　課	工　務　課
管路維持係	管路維持係
⑴～⑸　省略	⑴～⑸　省略
管路整備係	管路整備係
⑴～⑵　省略	⑴～⑵　省略

浄水管理事務所 総　務　課 ⑴～⑵　省略 浄　水　課 ⑴～⑶　省略 施　設　課 ⑴～⑶　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑶　省略 送水センター 事　務　係 ⑴～⑵　省略 送　水　係 ⑴～⑸　省略 施　設　係 ⑴～⑵　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑹　省略 水質試験所 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 調　査　係 ⑴～⑶　省略 検　査　係 ⑴～⑶　省略	浄水管理事務所 総　務　課 ⑴～⑵　省略 浄　水　課 ⑴～⑶　省略 施　設　課 ⑴～⑶　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑶　省略 送水センター 事　務　係 ⑴～⑵　省略 送　水　係 ⑴～⑸　省略 施　設　係 ⑴～⑵　省略 所管区域は、次に掲げるとおりとする。 ⑴～⑹　省略 水質試験所 所の予算整理、物品の購入及び修繕に係る事務（契約係の所管に属するものを除く。）並びに庶務に関すること。 調　査　係 ⑴～⑶　省略 検　査　係 ⑴～⑶　省略

備考

1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
2　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附　則

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

◇告　　示◇

阪神水道企業団告示第２号

平成29年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成28年度阪神水道企業団水道事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成29年３月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

平成28年度
阪神水道企業団水道事業会計補正予算

第１条　平成28年度阪神水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第２条　平成28年度阪神水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（　計　）
	収	入	
第１款　水道事業収益	21,079,652 千円	△ 6,980 千円	21,072,672 千円
第１項 営 業 収 益	19,193,056 千円	△ 6,980 千円	19,186,076 千円
	支	出	
第１款　水道事業費用	20,673,115 千円	△ 714,980 千円	19,958,135 千円
第１項 営 業 費 用	17,744,261 千円	△ 714,980 千円	17,029,281 千円

第３条　予算第４条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正し、同条本文中括弧書全文を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 11,729,198千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 312,759千円、当年度純利益 740,051千円及び損益勘定留保資金 10,676,388千円で補てんするものとする。」に改める。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額 △　減）	（　計　）
	収	入	
第１款　資本的収入	1,938,179 千円	△ 312 千円	1,937,867 千円
第１項 企 業 債	908,000 千円	△ 5,000 千円	903,000 千円
第３項 国 庫 補 助 金	1 千円	4,688 千円	4,689 千円

第４条　予算第６条に定めた起債の目的及び限度額中

「導送配水管路整備事業費充当のため 908,000千円」を「導送配水管路整備事業費充当のため 903,000千円」に改める。

阪神水道企業団告示第３号

平成29年第１回阪神水道企業団議会定例会において議決された、平成29年度阪神水道企業団水道事業会計予算は、次のとおりである。

平成29年３月22日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

平成29年度
阪神水道企業団水道事業会計予算

（総　　則）

第１条　平成29年度阪神水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（給水市名）	（１日平均給水量）	（年間総給水量）
神戸市	457,367 ㎥	165,656,729 ㎥
	453,528 ㎥	
尼崎市	170,537 ㎥	61,296,777 ㎥
	167,695 ㎥	
西宮市	131,953 ㎥	48,162,845 ㎥
	131,953 ㎥	
芦屋市	29,745 ㎥	10,750,045 ㎥
	29,425 ㎥	
宝塚市	－ ㎥	2,338,000 ㎥
	7,000 ㎥	
計	789,602 ㎥	288,204,396 ㎥

１日平均給水量の上段は、平成29年３月１日から同年３月31日までの水量を、下段は同年４月１日からの水量を示す。

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　　入

第１款　水道事業収益	21,082,413 千円
第１項　営業収益	19,193,440 千円
第２項　営業外収益	1,414,865 千円
第３項　特別利益	474,108 千円

支　　出

第１款　水道事業費用	20,002,111 千円
第１項　営業費用	17,218,647 千円
第２項　営業外費用	2,023,567 千円
第３項　特別損失	754,897 千円
第４項　予備費	5,000 千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,420,606千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 233,380千円、当年度純利益 816,312千円及び損益勘定留保資金 7,370,914千円で補てんするものとする。）。

収　　入

第１款	資本的収入	1,506,399 千円
第１項	企業債	462,000 千円
第２項	出資金	1,044,395 千円
第３項	国庫補助金	1 千円
第４項	固定資産売却代金	1 千円
第５項	工事負担金	1 千円
第６項	その他資本収入	1 千円

支　　出

第１款	資本的支出	9,927,005 千円
第１項	建設改良費	2,453,021 千円
第２項	企業債償還金	5,431,343 千円
第３項	水利負担金	1,354,274 千円
第４項	国庫補助金返還金	348 千円
第５項	出資金返還金	688,019 千円

（債務負担行為）

第５条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事　項	期間	限度額
淀川取水場改修工事	平成２９年度から 平成３１年度まで	千円 671,945
淀川取水場導水ポンプ３号・４号取替工事	平成２９年度から 平成３０年度まで	635,148
２期淀川導水管更新工事	平成２９年度から 平成３１年度まで	552,040
配水流量計取替工事その２	平成２９年度から 平成３０年度まで	206,465
猪名川浄水場送水ポンプ８号取替工事	平成２９年度から 平成３０年度まで	662,040
２期淀川導水管調査工事	平成２９年度から 平成３０年度まで	51,840
水管橋補強工事	平成２９年度から 平成３０年度まで	140,400

（企業債）

第６条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的及び限度額	導送配水管路整備事業費充当のため　462,000千円
起債の方法	国又は銀行その他から普通貸借の方法により借入れ、財政又は事業の進捗の都合により、後年度に繰り下げて借入れをすることができる。
利率	年4.8％以内
償還の方法	本年度の元金は、借入れの翌日から５年以内を据置き、その後40年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。なお、借入先の融通条件に変更あるときはその融通条件に従う。ただし、財政の都合その他によっては定額以上を償還し、又は前記利率の範囲内で借換えすることができる。

（一時借入金）

第７条　一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第８条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

⑴　消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第９条　次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

⑴　職員給与費　2,319,486千円

⑵　交際費　184千円

（構成団体からの補助金）

第10条　企業債利息、水道水源施設等建設事業割賦負担金利息及び児童手当の一部に充当するため、構成団体から補助を受ける金額は、46,178千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条　たな卸資産の購入限度額は、413,217千円と定める。

阪神水道企業団告示第４号

下記の者は、平成29年３月23日付けをもって、阪神水道企業団議会議員を辞職したので告示する。

平成29年３月23日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

岩　下　　彰

阪神水道企業団告示第５号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成29年３月23日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

１　選挙する期間　　平成29年３月23日から
　　平成29年４月22日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　西宮市

阪神水道企業団告示第６号

平成29年３月23日西宮市議会において執行された阪神水道企業団議会議員補欠選挙の結果、次のとおり当選した。

平成29年３月24日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

中　川　經　夫

阪神水道企業団告示第７号

下記の者は、阪神水道企業団規約の一部変更（兵庫県指令市振第1855号）の施行により、平成29年３月31日付をもって、阪神水道企業団議会議員の職を失った。

平成29年４月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

久　元　喜　造（神戸市長）
稲　村　和　美（尼崎市長）
今　村　岳　司（西宮市長）

阪神水道企業団告示第８号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成29年４月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

１　選挙する期間　　平成29年４月１日から
　　平成29年６月30日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　神戸市

阪神水道企業団告示第９号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成29年４月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

１　選挙する期間　　平成29年４月１日から
　　平成29年６月30日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　西宮市

阪神水道企業団告示第10号

阪神水道企業団規約第９条の規定により、阪神水道企業団議会議員の補欠選挙を下記のとおり行う。

平成29年４月１日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

記

１　選挙する期間　　平成29年４月１日から
　　平成29年６月30日まで
１　選挙する議員数　　１名
１　選挙する市　　宝塚市

◇公　　告◇

阪神水道企業団公告

郵便応募型条件付き一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６及び阪神水道企業団契約規程（昭和42年管理規程第１号）第４条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、本公告に記載のない事項ついては、「郵便入札公告共通事項」によるものとする。

平成29年３月23日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　件　　名　　乗貨兼用車　１台

⑵　納入場所　　浄水管理事務所（尼崎市田能５丁目11番１号）

⑶　概　　要　　乗貨兼用車　１台の購入（仕様書のとおり）

⑷　納入期間　　契約後45日以内とする。

⑸　支払方法　　完納払い

⑹　前 金 払　　なし

⑺　予定価格　　非公表

⑻　最低制限価格　設定なし

⑼　担保期間　　１年

⑽　入札保証金　　免除

⑾　契約保証金　　免除

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「郵便入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及び宝塚市のいずれかに本店又は支店等を置くこと。

イ　平成19年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関において、仕様書に記す同等物品の納入実績を有すること。

４　入札に必要な書類の交付

企業団ホームページ（http://www.hansui.org/）「入札・契約情報」内の当該入札公告ページ（以下「入札公告ページ」という。）からダウンロードすること。

ダウンロードできない環境にある場合は、総務課契約係（本庁舎３階）で配付するので、事前に連絡すること。（電話(078)431－1902（直通））

５　仕様書に関する質問

仕様書に関して質問があるときは、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。ただし、電子メールできない環境にある場合は、ＦＡＸ（(078)431－2664）により提出すること。

⑴　受付期限　　平成29年３月29日㈬　午後５時00分まで

⑵　送 信 先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回 答 日　　平成29年３月31日㈮に入札公告ページに掲載する。ただし、入札公告ページにて確認できない場合は、ＦＡＸにより回答する。

６　入札（郵便入札）方法

⑴　提出書類

ア　郵便応募型条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号）

イ　入札書（指定様式で、日付は開札日を記入すること。）

ウ　同種又は類似する物品の納入実績調書（様式第２号）

⑵　提出部数　　１部

⑶　受付期間　　公告日から平成29年４月10日㈪まで（必着）

７　開札の日時、場所等

⑴　日　　時　　平成29年４月11日㈫　午後１時30分から

⑵　場　　所　　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

阪神水道企業団　本庁舎１階　第３会議室

⑶　開札の立会い　開札の立会いを希望する者は、開札立会申込書を提出すること。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成29年４月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）

⑵　委託場所　　大道取水場（大阪市東淀川区大道南２丁目９番20号）
淀川取水場（大阪市淀川区西中島２丁目１番27号）
猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
尼崎浄水場（尼崎市南塚口町４丁目５番65号）
大道公舎跡地（大阪市東淀川区大道南２丁目309番１号）
猪名川公舎跡地（尼崎市田能４丁目876番４号）
管路用地（別紙仕様書のとおり）

⑶　委託概要　　上記委託場所における除草及び樹木剪定業務を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成30年３月16日㈮まで

⑸　入札方法　　入札金額は、別紙業務項目別単価一覧表の各単価の合計金額（税

抜）を記載すること。この単価については、入札金額を「各項目の設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決定するものとする。（入札金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しない。）

⑹　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑺　前金払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　最低制限価格　設定なし

⑽　担保期間　　なし

⑾　入札保証金　　免除

⑿　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⒀　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：造園工事）を有していること。

イ　国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、１件当り100,000㎡以上の除草業務又は500本以上の高中木剪定業務の受注実績を有すること。（高木とは樹木の高さが３ｍを超えるもので、中木とは樹木の高さが1.5ｍを超え３ｍ以下のものとする。）

ウ　道路法（昭和27年法律第180号）に基づく供用中の道路において、交通規制を実施しつつ、植栽維持作業又は除草作業を施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成29年４月14日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成29年４月18日㈫に入札公告ページに掲載する。

入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈠　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈢　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

㈤　上記㈠工事の施工に伴う道路使用許可書の写し

イ　受付期間　　公告日から平成29年４月24日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈠　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成29年４月21日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成29年４月25日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成29年４月26日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に別紙業務項目別単価一覧表を添付して送信すること。なお、別紙業務項目別単価一覧表には全項目を必ず入力すること。

入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び別紙業務項目別単価一覧表を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成29年４月27日㈭　午前９時30分から

８　その他留意事項

本案件を落札し契約締結した業者は、自動的に「除草及び樹木剪定業務委託その２（単価契約）」の落札候補者にはなれないもの（辞退扱い）とする。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成29年４月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　委 託 名　　除草及び樹木剪定業務委託その２（単価契約）

⑵　委託場所　　甲東ポンプ場（西宮市上大市３丁目２番53号）
西宮ポンプ場（西宮市室川町２番32号）
篠原量水池（神戸市灘区篠原北町４丁目60）
六甲接合井（神戸市灘区篠原北町３丁目11番２号）
住吉配水池（神戸市東灘区住吉山手５丁目1682-1）
本山配水池（神戸市東灘区本山町北畑613）
芦屋調整池（西宮市深谷町２番35号）
越木岩受水池（西宮市角石町15番）
甲山調整池（西宮市甲山町35番地）
篠原公舎跡地（神戸市灘区五毛通１丁目６番）
住吉木造公舎跡地（神戸市東灘区住吉山手４丁目６番23号）
西宮公舎跡地（西宮市越水町４番33号）
管路用地（別紙仕様書のとおり）

⑶　委託概要　　上記委託場所における除草及び樹木剪定業務を行う。

⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成29年３月16日㈮まで

⑸　入札方法　　入札金額は、別紙業務項目別単価一覧表の各単価の合計金額（税抜）を記載すること。この単価については、入札金額を「各項目の

設計単価が設計単価合計額に占める割合」に応じて比例按分して決定するものとする。（入札金額の各単価と契約単価は必ずしも一致しない。）

⑹　支払方法　　２回払い（中間１回）

⑺　前金払　　なし

⑻　予定価格　　事後公表

⑼　最低制限価格　設定なし

⑽　担保期間　　なし

⑾　入札保証金　　免除

⑿　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⒀　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

ア　企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（登録工種：造園工事）を有していること。

イ　国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関発注業務の元請として、１件当り10,000㎡以上の除草業務又は500本以上の高中木剪定業務の受注実績を有すること。（高木とは樹木の高さが３ｍを超えるもので、中木とは樹木の高さが1.5ｍを超え３ｍ以下のものとする。）

ウ　道路法（昭和27年法律第180号）に基づく供用中の道路において、交通規制を実施しつつ、植栽維持作業又は除草作業を施工した実績を有すること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成29年４月14日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成29年４月18日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

㈠　条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

㈡　同種又は類似工事（業務）の施工（履行）実績（様式第２号）

㈠　建設業の許可及び経営事項審査結果（様式第４号）

㈡　上記㈠工事の施工に伴う道路使用許可書の写し

イ　受付期間　　公告日から平成29年４月24日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで。）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。

阪神水道企業団総務課契約係　宛

E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係

神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成29年４月21日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成29年４月25日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成29年４月26日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に別紙業務項目別単価一覧表を添付して送信すること。なお、別紙業務項目別単価一覧表には全項目を必ず入力すること。

入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び別紙業務項目別単価一覧表を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成29年４月27日㈭　午前10時00分から

８　その他留意事項

「除草及び樹木剪定業務委託（単価契約）」を落札し契約締結した業者は、自動的に本案件の落札候補者にはなれないもの（辞退扱い）とする。

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

事後審査型条件付き一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告する。

本入札案件は兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して行う電子入札案件であり、入札に関する手続については、「兵庫県電子入札共同運営システム利用規約」及び「兵庫県電子入札共同運営システム阪神水道企業団運用基準」に従って行う。

なお、本公告に記載のない事項については、「電子入札公告共通事項」によるものとする。

平成29年４月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　入札に付する事項

⑴　起工番号　　委管事第１号
　　委 託 名　　沈澱池トラフ清掃業務委託
⑵　委託場所　　猪名川浄水場（尼崎市田能５丁目11番１号）
⑶　委託概要　　猪名川浄水場のⅠⅡ・Ⅲ系沈澱池（合計16池）のトラフ及び傾斜管の清掃を行う。
　ア　猪名川浄水場　ⅠⅡ系トラフ・傾斜管清掃作業　64回
　　Ⅲ系トラフ・傾斜管清掃作業　64回
　　ⅠⅡ系トラフ清掃作業　４回
　　Ⅲ系トラフ清掃作業　４回
⑷　委託期間　　契約締結日の翌日から平成30年３月31日㈯まで
⑸　支払方法　　２回払い（中間１回）
⑹　前 金 払　　なし
⑺　予定価格　　事後公表
⑻　最低制限価格　設定なし
⑼　担保期間　　なし
⑽　入札保証金　　免除
⑾　契約保証金　　保険会社との間に阪神水道企業団（以下「企業団」という。）を被保険者とする履行保証保険契約（定額てん補、付保割合100分の５以上）を締結し、その証書を提出すること。

⑿　担保保証金　　免除

２　応募方法　　単独企業による。

３　入札参加資格

次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

⑴　共通資格要件事項

「電子入札公告共通事項」に記載のとおり。

⑵　個別資格要件事項

企業団における平成29・30年度競争入札参加資格（役務：清掃）を有していること。

４　設計図書に関する質問

設計図書に関して質問があるときは、電子入札システム上の質問回答機能によらず、次のとおり電子メール（入札公告ページに掲載の指定様式）により受け付ける。

⑴　受付期限　　平成29年４月14日㈮　午後５時00分まで

⑵　送信先　　阪神水道企業団　総務部総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑶　回答日　　平成29年４月18日㈫に入札公告ページに掲載する。
入札参加者は、この回答を必ず確認すること。

５　入札参加申込方法

⑴　電子入札の場合

ア　提出書類

条件付き一般競争入札参加申込書（様式第１号。申込者の印を押印のこと。）

イ　受付期間　　公告日から平成29年４月24日㈪まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）電子入札システムの稼働時間内（午前９時00分から午後８時00分。ただし、最終日は午後５時00分まで）

ウ　留意事項　　添付書類のファイル容量が１ＭＢを超える場合は、電子入札システム上で資料目録（様式第６号）を送信し、添付書類を次の電子メールアドレス宛に送信又は持参により提出すること。
阪神水道企業団総務課契約係　宛
E-mail　keiyaku@hansui.or.jp

⑵　紙入札の場合

紙入札（紙の入札書を提出して行う入札をいう。以下同じ。）による入札を希望する者は、やむを得ない事情により電子入札システムを使用して入札に参加できない場合のみとし、次のとおり紙入札参加に必要な書類を持参により提出すること。郵送は認めない。

ア　提出書類

㈠　紙入札参加承認願（様式第５号。電子入札システムを使用できない理由を記載のこと。）

㈡　上記５⑴アに示す提出書類

イ　提出場所　　本庁舎　３階　総務部総務課契約係
神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

ウ　受付期間　　公告日から平成29年４月21日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時30分から午後４時30分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　入札書提出期間及び方法

⑴　電子入札システムにより入札する場合

ア　提出期間　　第１日目　平成29年４月25日㈫午前９時00分から午後８時00分まで

第２日目　平成29年４月26日㈬午前９時00分から午後３時00分まで

イ　方　　法　　電子入札システムにより、入札書に工事費内訳書（設計書に示す様式）を添付して送信すること。入札書、入札書受信確認通知及び入札書受付票は控えとして印刷し保存すること。

⑵　紙入札により入札する場合（紙入札の承認を得た場合に限る。）

ア　提出期限　　入札日第２日目の午後３時00分まで

イ　方　　法　　企業団本庁舎３階総務部総務課契約係まで入札書及び工事費内訳書を持参により提出すること。郵送は認めない。

７　開札日時　　平成29年４月27日㈭　午前10時30分から

本件入札に関する問い合わせ先
阪神水道企業団　総務部総務課契約係
〒658-0073　兵庫県神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号
電　話(078)431-1902（直通）
ＦＡＸ(078)431-2664

阪神水道企業団公告

下記の業務について、公募型プロポーザル方式に係る手続を開始するので、次のとおり公告する。

平成29年４月10日

阪神水道企業団
企業長　谷　本　光　司

１　業務概要

⑴　業務名称

業務標準化等検討業務委託

⑵　業務の目的

民間事業者の専門性・ノウハウを活用した分析等の委託により、阪神水道企業団（以下「企業団」という。）の事務の効率化を目指すことを目的とする。

⑶　業務の内容

ア　現行業務フローの作成・検証

現行業務の調査、業務一覧表の作成、現行業務フローの作成・分析、課題等の抽出、対策・改善案の策定を行う。

イ　新たな業務体制案及び業務フロー案の設計

現行業務フローの作成・検証の結果をもとに、より効率的な業務執行体制及び業務フロー案を設計する。

ウ　運用ルール・マニュアル等の修正・作成

業務フローをもとに、役割分担等の運用ルールを明確化し、現行のマニュアルの修正や不足分についての新規作成を行う。

エ　アウトソーシング可能業務の選定及びアウトソーシング実施に係る費用対効果の見積り

アウトソーシング可能な業務を選定する。また、アウトソーシング実施に係る費用及びその効果の見積りを行う。

⑷　検討対象業務

検討対象となる主な業務は、「給与支給」のほか以下に示す業務に関する事務とし、その他、アウトソーシングの対象となり得る業務についても検討対象とする。

ア　「給与支給」

(ア) 例月給与

(イ) 期末勤勉手当

(ウ) 退職手当

(エ) 引去り額支出（税、共済、生命保険、その他引去）

イ　「各種認定等業務」

(ア) 各種手当（児童手当を含む。）

(イ) 初任給及び昇給・昇給時の級・号給決定

(ウ) 振込口座変更届などの各種届の受付

(エ) 住民税

(オ) 年末調整

(カ) 各種証明書発行

(キ) 公務、通勤災害関連等

ウ　「勤怠管理」

(ア) 出退勤管理システムの情報管理

(イ) 36協定及び別途協定の締結書類の作成等

エ　「福利厚生業務」

(ア) 各種健康診断・人間ドック

(イ) 厚生会業務

(ウ) 被服貸与

(エ) 公舎関係

オ　「共済」

(ア) 異動報告、資格取得、喪失関連

(イ) その他共済関係手続

カ　「旅費」

(ア) 管内旅費計算（経路、金額確認）

(イ) 管外旅費計算（経路、金額確認）

キ　「非常勤職員関連業務」

(ア) 例月給与

(イ) 期末勤勉手当
(ウ) 引去り額支出(税、社会保険、雇用保険、労災)
(エ) 報酬月額改定(定時算定、随時改定)
(オ) 社会保険関係・雇用保険関係
ク　「職員研修業務・会議出席関係」
(ア) 全体研修
(イ) 事務系職員研修
(ウ) 技術系職員研修
(エ) 会議出席関係
ケ　「その他」
(ア) 表彰業務
(イ) マイナンバー管理
(ウ) 保険・年金関係(生命保険、火災保険、自動車保険、個人年金、個人拠出型年金等)
(エ) その他アウトソーシング対象となり得る業務
※その他、当該業務フロー及び同業務のマニュアルの作成・修正を随時行うこと。

(5) 履行期間
契約日から平成29年12月28日(木)まで
※成果品の提出期限は、平成29年11月30日(木)とする。

(6) 履行場所
企業団本庁舎（神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号）
※必要に応じて事業場等にて実施することも可能とする。

(7) 上限金額
4,892,400円（消費税及び地方消費税を含む。）

2　プロポーザル（提案）を求める内容

(1) 個人情報保護方針
個人情報保護方針を記載すること。

(2) 業務実施計画
業務を実施する体制（業務従事者の人数・構成）、業務実施方法及び手順（ヒアリング調査の実施等）、スケジュール等を提案すること。

(3) 成果品の見本
業務マニュアルの見本（業務マニュアルの一部）を記載すること。なお、「給与支給事務」に係る業務マニュアルであることが望ましい。また、業務マニュアルに記載する項目（業務フロー、業務手順等）を具体的に記載すること。
※必要に応じて、守秘義務の関係でマスキングすることとする。また、画像の貼付けも可とする。

3　参加資格
プロポーザルに参加する者は、次の項目全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条４の規定に該当しない者であること。

(2) 公募型プロポーザル参加表明書の提出期限において、企業団指名停止基準に基づ

く指名停止を受けていないこと。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定があった場合を除く。）

⑷　消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。

⑸　履行期間において、常に迅速に連絡調整可能な体制を維持できる者であること。

⑹　特定個人情報を取り扱う業務（個人番号カード交付等対応業務等）及び総務事務業務委託（人事給与、福利厚生事務等）を受注し、過去５年間（平成24年度から平成28年度まで）において適正に契約を履行（契約満了）した実績を有すること。ただし、現在履行中のものについては、通算の実績に含めて差し支えないものとする。また、労働者派遣契約は実績に含めない。

⑺　優良派遣事業者認定制度において、「優良派遣事業者」として認定を受けていること。

⑻　個人情報の保護等に関して、業務を行うに当たり以下の認定等を全て受けていること。

ア　一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマークの付与認定

イ　情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）適合性評価制度の認定

４　参加表明に必要な書類と記載上の留意事項

参加表明に必要な書類は次のとおりとし、文字サイズは12ポイント以上とする。

⑴　参加表明書（様式－１）

⑵　誓約書(様式－２）

⑶　過去５年間の業務実績（様式－３）

⑷　業務従事者の業務経験等（様式－４）

⑸　３⑺並びに、⑻ア及びイに示す参加資格を有することを証明できる書類の写し１部

５　参加表明書等の提出方法、提出先及び提出期限

⑴　提出方法

４に記載した参加表明に必要な書類（以下「参加表明書等」という。）は、持参により提出すること。郵送は認めない。

⑵　提出先及び提出期限

ア　提出先（受付担当）

〒658-0073　神戸市東灘区西岡本３丁目20番１号

総務部総務課契約係　TEL 078-431-1902

イ　受付期間　公告の日から平成29年４月14日㈮まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日午前９時00分から午後５時00分まで（午前11時30分から午後１時30分までを除く。）

６　参加表明後の流れ

⑴　スケジュール

本業務の契約までの日程については次のとおり予定している。

項目	日程
参加表明書等提出の受付及び提案説明書の配付	公告の日～４月14日㈮
質問の受付	４月17日㈪～４月19日㈬
質問への回答	４月21日㈮
提案書提出の受付	４月24日㈪～５月１日㈪
提案書の特定及び契約締結	５月11日㈭～

⑵　提案説明書の配付

参加表明書等の提出者（以下「参加表明者」という。）に対して、企業団から提案書の作成方法等を記載した提案説明書を配付する。

⑶　受託者の特定方法

提出された参加表明書等及び提案書について、企業団において設置する「評価委員会」において一定の評価基準に基づき審査を実施し、最も優れた提案書を特定する。ただし、参加表明時において、資格要件を満たさない者又は参加表明書等に不備がある者については失格となり、提案書の評価は行わない。

７　契約に関する条件

契約金額（消費税込）が200万円を超える場合には、受託者は暴力団でないこと等についての誓約書等を契約締結以前に提出すること。

８　その他の留意事項

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　提案書及びその他必要書類等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

⑶　提出された提案書及びその他必要書類等は返却しない。

⑷　提案書及びその他必要書類等は、提出期限後において差し替え及び再提出はできない。

また、提案書及びその他必要書類等に虚偽の記載等の不正行為があった場合は、提出された提案書及び必要書類等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

⑸　参加者のうち、企業団の契約に係る指名停止を受けた場合は提出された提案書を無効とする。

⑹　提出された参加表明書等及び提案書に係る内容は、受託候補者特定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、阪神水道企業団情報公開条例第６条に基づく開示請求があったときは、法人その他の団体の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

⑺　提案書提出後、提案書が特定されるまでの間、本プロポーザルに関する事項について、企業団で設けている評価委員会の委員と直接、間接を問わず連絡及び接触をしてはならない。

なお、連絡及び接触の事実が判明した場合には、提出された提案書を無効とする。

様式－1

参 加 表 明 書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

下記業務の提案書に基づく選定に参加したいので、これに必要な書類を提出します。

記

1　公告日　平成　年　月　日

2　業務名　業務標準化等検討業務委託

担当部署

担当者名

ＴＥＬ

ＦＡＸ

E-mail

様式－２

誓　約　書

平成　　年　　月　　日

阪神水道企業団 企業長 様

住　　所

商号又は名称

代 表 者 名　　印

「業務標準化等検討業務委託」のプロポーザル参加申込みを行うに当たり、同業務に関する阪神水道企業団公告に記載されている参加資格要件を全て満たしていること及び本業務のプロポーザル手続において知り得た一切の事項について第三者へ漏らさないことを誓約いたします。

なお、企業団より参加資格要件に関して必要な書類の提出を求められた場合には、速やかに必要書類を提出いたします。

また、提案説明書受領後において、参加資格要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、企業団が行う措置（参加資格の取消し、契約解除等）に従います。

過去5年間の業務実績　　様式－３

No.	業務名	契約金額	履行期間	発注機関名	業務の内容
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

注　1：過去5年間（平成24年度から平成28年度）の業務実績について、10件を上限として記載すること。
注　2：ここでいう業務実績とは、3頁における「３　⑹」に示す実績をいう。
注　3：業務の内容については、具体的に記載すること。包括的な総務事務（その内容も記載のこと）か、総務事務のうち特定の総務事務（給与支給事務のみ、窓口業務のみ）かを記載すること。

様式－４

業務従事予定者の業務経験等

ふりがな ①氏名				
②所属・役職				
③業務経験				
業務名	契約金額	履行期間	発注機関名	業務の内容

注１：業務従事予定者のうち１名について提出すること。

注２：③については、過去５年間（平成24年度から平成28年度）の業務経験を５件を上限として記載すること。

なお、業務経験の内容とは、総務事務のアウトソーシングの導入への従事若しくは総務事務のアウトソーシング先での業務従事のことをいう。また、「業務の内容」欄には、総務事務の種類を記載すること（包括的な総務事務か、総務事務のうちの特定業務（例：給与支給事務のみ、窓口業務のみ）かを明らかにすること。）。

◇任　　免◇

総務部長
事務職員　青木　謙治
技術部長
技術職員　小林　健一
阪神水道企業団職員の定年等に関する条例第２条の規定により平成29年３月31日限り定年退職（各通）
（以上　平成29年３月31日付）
総務部総務課付
技術職員　納庄　秀成
気仙沼市へ派遣する
派遣期間は平成29年４月１日から平成30年３月31日までとする
事務職員　木口屋拓郎
総務部次長に補する
技術部浄水管理事務所施設課長
技術職員　橋本　利明
技術部浄水管理事務所長に補する
技術部施設管理課施設整備係長
技術職員　小川　幸樹
技術部工務課長に補する
参事
技術職員　長塩　大司
総務部長に配置換する
技術部浄水管理事務所長
技術職員　花元　隆司
技術部長に配置換する
企画調整担当課長
事務職員　仮谷　清典
総務部企画調整担当課長に配置換する
技術部工務課長
技術職員　中安　眞司
技術部浄水計画課長に配置換する
技術部浄水計画課長
技術職員　津田　秀樹
技術部浄水管理事務所浄水課長に配置換する
技術部浄水管理事務所浄水課長
技術職員　村田　勝己
技術部浄水管理事務所施設課長に配置換する

技術部水質試験所主幹
技術職員　須原　敏樹
技術部水質試験所長に配置換する
技術部浄水管理事務所長
技術職員　橋本　利明
技術部浄水管理事務所担当課長事務取扱を命ずる
技術部浄水計画課主幹
技術職員　門脇　正夫
総務部主幹に兼ねて補する
技術部浄水管理事務所浄水課長
技術職員　津田　秀樹
技術部浄水管理事務所浄水課主査事務取扱を命ずる
技術部浄水管理事務所長
技術職員　花元　隆司
技術部水質試験所長事務取扱を免ずる
企画調整担当課長
事務職員　仮谷　清典
総務部経営企画課主幹兼務を解く
技術部浄水管理事務所施設課長
技術職員　橋本　利明
技術部浄水管理事務所担当課長兼務を解く
事務職員　大野　克彦
事務職員に採用する
総務部総務課主幹に補する
事務職員　青木　謙治
事務職員に再任用する
議長の事務部局に出向させる
監査委員の事務部局に出向させる
（以上　平成29年４月１日付）

◇任免（議長）◇

議会事務局長　木口屋拓郎
企業長の事務部局に出向させる
青木　謙治
議会事務局長に補する
（以上　平成29年４月１日付）

◇任免（代表監査委員）◇

監査事務局長　木口屋拓郎
監査事務局監査係長事務取扱を免ずる
企業長の事務部局に出向させる
青木　謙治
監査事務局長に補する
（以上　平成 29 年４月１日付）